

第50回長野県景観審議会議事録

日時：平成28年(2016年)9月1日(木)
午後1時から3時30分まで

場所：長野県庁議会棟404号室

1 日 時 平成 28 年（2016 年）9 月 1 日（木）午後 1 時から 3 時 30 分まで

2 場 所 長野県庁議会棟 404 号会議室

3 出席者

(1) 審議会委員（敬称略）（五十音順）

佐々木定男 進士五十八 関 敦子

辻井 俊恵 南雲多榮子 場々 洋介

増田 幸一 益山代利子 丸山 久子

三澤 重一 宮坂佐知子

(2) 長 野 県

奥村 康博 建設部長

藤池 弘 建設部都市・まちづくり課長

小林 弘幸 建設部都市・まちづくり課 企画幹

三石 和久 建設部都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長

中澤 憲昭 建設部都市・まちづくり課 景観係 担当係長

その他 都市・まちづくり課 景観係職員

以下要旨

(都市・まちづくり課 三石課長補佐)

お待たせいたしました。景観審議会を開会させていただきたいと思っております。

私は、本日の進行を務めさせていただきます都市・まちづくり課 課長補佐の三石和久でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に当たり、建設部長の奥村康博から御挨拶を申し上げます。

(奥村建設部長)

(あいさつ(略))

(三石課長補佐)

次に、新たに委員になられた方はいらっしゃいませんが、今年の4月に当審議会を改選し、初めての審議会となりましたので、事務局から改めて委員の皆さを御紹介させていただきます。

お手元に名簿をお配りさせていただいておりますので、ご参照ください。

(出席委員を紹介)

なお、寺内様、矢澤様、柳田様におかれましては、御欠席の連絡をいただいております。

今日の審議会ですが、委員総数14名のところ、先ほど申し上げましたとおり、本日3名の方が御都合により欠席されており、11名の方に出席いただいております。

従いまして、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

建設部長の奥村でございますが、所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

(奥村建設部長退席)

次に、事務局職員から自己紹介をいたします。

(藤池都市・まちづくり課長以下 自己紹介)

(三石課長補佐)

最初に、皆様にお配りしております資料の確認をお願いします。

(資料確認)

本会議は公開で行われます。また、議事録はホームページにおいて公開されます。

議事録作成のため、皆様の御発表等の会議内容を録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次第に沿いまして進めさせていただきます。最初に会長の選任についてのお願いです。

本日の審議会では、この4月に審議会委員の任期を新たに迎えたため、改めて会長を選任していただく必要がございます。

資料1をご覧ください。3(3)に記載のとおり、長野県景観条例第38条第1項の規定により、会長は委員の皆様の互選によって御選任いただくこととなっております。委員の皆様から立候補あるいは御推薦がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(場々委員)

進士五十八委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。

(三石課長補佐)

ただいま場々委員から、進士五十八委員に会長をお願いしたいとの御発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(三石課長補佐)

意義なしとのお声をいただきました。それでは進士委員に前任期に引き続き会長をお願いしたいと思います。

五十八委員には会長席に移っていただきまして、御挨拶と会長代理を指名の上、長野県景観条例第40条第1項の規定により、これ以降の会議事項の議長をお願いいたします。

(進士会長)

御指名いただきましたので会長を引き受けさせていただきます進士と申します。どうぞよろしく。

特に挨拶はありませんが、後程、議論の中でお話ししたいと思います。

それでは早速ですが、条例の規定で会長代理を指名させていただきます。四期目となります益山代利子委員をお願いしたいと思います。引き続きよろしく。

次に議事録署名人を指名させていただきたいと思います。丸山久子委員と宮坂佐知子委員をお願いいたします。

3時頃には審議を終了させたいと思いますので御協力を賜りたいと思います。

挨拶は省略しましたが、益山委員はどうでしょうか。いいですか。

後ほど、これまでの県の取組内容について報告があるそうです。どういうことをやってきて、どういう成果が上がってきたか。もう一回あらためて共有しようということですから、その時に皆さんから色々御発言いただきたいと思います。

では議事を進めさせていただきたいと思います。

会議事項1「景観規則の改正について」を議題にします。事務局から御説明をお願いします。

(都市・まちづくり課 中澤担当係長 資料2-1～2-6により説明)

(進士会長)

ありがとうございました。それではご意見をちょうだいしますが、ちょっと私、先に確認したいのは、一つは景観行政団体に指定しているところですね。つまり景観行政団体というのは、景観法ができて全県的にやるのは県が主導するんですが、基礎自治体が中心的にやりますとって、計画を作り条例を作っていれば、そこへお任せするということで、お任せした後は余計なことを言わないという考えなんですね、県は。だけど太陽光発電は多分そういうところを全部やっているんでしょうね。むしろそっちのほうが盛んかも知れない。それとの調整はどうされるんですか、これが質問の一つ。

それからもう一つ、今、パブコメの説明があったけれども、このパブコメに対する対処の仕方とか、これはこういうふうにかけて、このパブコメの線に沿って直したとか、いや、これは言っていることは大体妥当でないのでやめましたとか。全然別に今、説明されていたでしょ、パブコメだけ。パブコメというのは何のためにやっているんでしょう。県民の意見を参考にして、こういう規則改定に反映するためでしょ、そこをどうされたか、その点、ちょっと答えてみてください。

(都市・まちづくり課 小林企画幹)

まず景観行政団体との調整でございますが、今現在、既に景観行政団体で、長野県のように築造面積でとらえている市町村は幾つかございまして、松本市、駒ヶ根市、南箕輪村、高山村、伊那市、このほか茅野市については出力10キロワット以上で出されているということで、これら以外の市町村につきましては、現在の長野県の規則と同じように高さ等で抑えているということで、築造面積としては抑えていないということなんです。7月に景観行政団体も含めまして県内市町村の景観の会議を開催しておりまして、その中で県の素々案といいますか、築造面積で捉えていきたいということはお示しをしております。できれば、県のこの方針も参考にして各景観行政団体で検討していただきたいというようなことで、そ

の時点で、7月の会議の中で調整を図っておりまして、今後、県の規則改正の施行に向けて、できれば関係市町村等の足並みがそろえられればいいんですけども、各市町村さんのご都合等もありますので。いずれにしても、そういう会議等におきまして極力調整を図ってまいりたいと考えております。

もう1点、パブコメに対する修正ということをごさいますて、これは一昨日まで募集をしていたというようなこともございまして、本日、県の見解案をお示しができればよかったです。ちょっとまだそこまで詰めていない部分がございます。本日の委員のご意見も参考にしながら、パブコメに対する県の見解については整理をしてまいりたいと思っております。

(進士会長)

はい、わかりました。つまりこれから、今日お示しした案はこれで決まりではなくて、今日の意見とパブコメに対する対応も含めて、若干手直しがあるという理解でいいんですか。

(小林企画幹)

まあ内容的に修正する部分があれば、それはパブコメのご意見をいただいていますので、それに対して県としてどう考えるかというのは、整理が必要であるとは思っております。

(進士会長)

はい、わかりました。ではそういう前提で審議会委員からの御発言を頂戴したいと思います。どうぞ、どこのテーマからでも結構です。いかがでしょう。

私、景観行政団体という仕かけは、基礎自治体の主体性を大事にするために非常に大事なことで、景観法をつくるときは、私、反映をして、それ賛成しているんですが、ただ、こういうふうに全県的に行われるような、いわゆる太陽光発電みたいなものは、あまりバラつきがあると楽なところへ偏ってしまうおそれがあるんですよ。そういう意味では、ちょっと逆に困ったことなので、全県的に調整しなければいけないのは、そういう会議でできるだけそろえて協力を求めないとまずいと思えますね。

逆に誘致したいところはやるかもしれない、昔の香港みたいにね。あそこをグッと緩めるとバーッと金が集まるんですけどもね、そういう言い方も、佐々木委員、自治体のやり方としてはあり得るのかもしれないけど、しかし、長野県はあまりそういう路線ではないですよ。

(佐々木委員)

県内はないと思います。

(進士会長)

県内はないと、そうですか。だから、ぜひ基礎自治体とこれ協調するということはとても大事だと思いますけれども。

さあ、先ほどの説明についてはいかがでしょう。基本的によろしいですか。いや別に無理やりの意見を求めているわけではないので、よろしければご理解いただいたのならそれでいいですけれども。

では、大体、特別のことはないようですから、パブコメはやっぱり真剣に考えて書いてきている人が多いでしょうから、それはそれに対して的確に対処して、それも公表していくことが大事ですね。出ているのに全然違うことでやっていますというのではまずいから、でもできないところもあるわけで、行政上こういう面で無理なのは無理ですと言えればいいわけですね。ただ並べておいただけじゃなくて、やっぱり行政のそれに対する対応は表現して情報提供すべきだと思いますね。

それではよろしくどうぞ。では、(1)の議題、会議事項についてはご了承いただいたということにいたしたいと思います。

(進士会長)

それでは、会議事項2「屋外広告物条例の改正について」事務局からご説明ください。

(都市・まちづくり課 小林技師 資料3-1～3-5により説明)

(進士会長)

はい、ありがとうございます。では、屋外広告物条例の改正について、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ、いかがでしょう。

増田委員、何か意見はありますか。

(増田委員)

せっかくの御指名なんですけれども、先ほどの説明でちょっと日広連という言葉、これは私どもの業界の公的な全国団体なんです、その役員をやっている三澤委員のほうから、私も広告士会の会長という形なんですけれども、より詳しいと思いますので三澤委員のほうからお願いします。

(進士会長)

ではそうしましょう、では三澤委員どうぞ。

(三澤委員)

御指名でございますので。まずこれは長野県が一番先にこういったことに手をつけたことにとっても感謝いたします。一刻も早く条例化していかなければいけないんじゃないかということとは分かっております。

それで、日広連と申します団体、全国的な組織でございますが、それと、以前ネオン協会といていた日本サイン協会というのがございます。その本部のほうで公益目的事業として点検技能講習を開こうとしています。というのは、ご存じのように看板というのは自立看板ですとか、壁にかける看板だとか、屋上の看板だとか、それぞれ種類が多岐に渡っていますので、ここに書かれていらっしゃるような、あまり細かく看板のことを知らないんじゃないかという方々にも講習会を開いて周知する。どなたでもその関係者が点検できるように、日本サイン協会と日広連とで項目を検討している最中でございます。これ国土交通省のガイドラインで示されております。その国土交通省も支援してくださっております。

それで、ちょっとその一部が手元でございますけれども、非常にいろいろ多岐に渡ってやっっていこうと、点検をしていこうということが簡単に言えるものではないので、今、今年度末には何とかしたいということでございますけれども、公衆の危害を防止する上で屋外広告士という者、それからその講習を受けた者でなければ非常に難しい問題であるんじゃないかと。そのように考えますので、この点検という項目はもう一考というか、もうちょっとお時間をいただけたらと、そんな気がいたします。

(進士会長)

点検は何ですって。

(三澤委員)

点検は多岐に渡っているもので、要するにプロ、看板の設置業者でないと色々分からないんじゃないかと、そんなことを考えております。

だから屋外広告士さんも、私もそうですけれども、学習して試験を受ける訳です、国土交通省の管理のもと。ですから人によっては現場を知らない方もいるわけです。例えば最近多いのが、お役所の方々が屋外広告士を勉強しようという方、それから設計士の方、そういった方々は机上では分かると思うんですけれども、実際に現場でどんなふうに取りつけているのか、そういったことが果たしてお分かりかどうか。

だから、我々が今考えているのは、屋外広告士を含めて看板に携わる者にもう一度チェックポイントを、みんなで確認して勉強していこうということを今やっっていて、それが今期末になからの格好になるのではないかと考えていますので、それを我々が勉強し、また違う方々にもそういった勉強をして頂くということになろうかと思っています。

(進士会長)

資料3-2の点検者の資格要件というのがありますね。これが、ここに並んでいる人でもだめな人がいるじゃないかとおっしゃったんですね。

だから、経験が要るとか、現場体験が要るとか、そういうことが望ましいとか、変えたほうがいいのかという話ですか。それとも、いやもうちょっと議論するから、とりあえずこれでいいという話でしょうか。

(三澤委員)

もうちょっと議論をしていただきたいです。

(進士会長)

事務局、何かお答えありますか。役所の人は現場を知らないそうだから。

(小林企画幹)

今回、初めて点検をお願いするということで、点検に慣れていないという現場の方も多分いらっしゃると思います。対象としているのは、資格を要するものは4メートルを超える広告物ということで、これもいろいろピンきりで、いわゆる立て看板だと4メートルで立てる簡易なものから、屋上、ビルの屋上に立つもの、1面100㎡もあるような大きなものまで色々ありまして、その点検の難易度もかなり違いがあると思っています。

それで、この資格の要件の例えば屋外広告士という資格で、この屋外広告士にしても試験なり一定の技術レベルの審査の中で資格を頂いている方なので、基本的に点検ができないとは思っていませんが、ただ初めての、今までその経験がないというか、そういう土壌ができ上がっていないというところもありますので、これにつきましては業界さんも、今、御紹介いただいたように技術レベルの向上に向けて講習会の計画をされているとお聞きしています。

また、県としてもこの資格要件の下から3つ目の部分は、県が講習会課程を修了したということで、県がこの資格の講習会を要でやっていることもありますので、この方についても、例えば点検についての技能レベルのアップは県としても責任があると思っていますし、業界さんと県と、個別になるのか共催になるのか分かりませんが、その全体の技術レベルのアップといいますか、点検実施に向けての実務的な講習会というのを計画していかなければいけないなというふうには思っています。

(進士会長)

増田委員、どうぞ。

(増田委員)

すみません、突然、三澤委員に振ってしまったものだから。

先ず、他の委員に申しあげました「日広連」というのは「日本屋外広告業団体連合会」の略語でして、それが国土交通省に代わりまして、広告士とかの資格の認定団体になっております。それで私どもは屋外広告士の試験を受けて、国土交通省から認められた資格としているわけですが、その試験の中には、この点検という項目は全然今まで考えられていなかったんですね。

それで、国土交通省も慌てまして色々考えてはいるんですけども、この資料3-2の裏面に書いてあるようなことを点検すれば表面的には良いですけども、私どもそういう責任のある者からすればこれでは足りないだろうという部分もあって、それで日広連なり日本サイン協会なりで国土交通省のガイドラインに添った案を守っていますかと、診断カルテというような形を作って、今研究しているところです。

ただ、それが今年度中にできるかどうか、というようなことがありますので、4月1日からの施行というのはいかがなものかと。

それで、そのガイドラインに添った講習会をやる、この3-2の下のほうにもありますけれども、講習会を受けた者というのを養成するには、それから養成しなければならないことになると思いますので、もうちょっと時間をいただけたらというのが、今のところ、私どもの業界の考えということです。ということで、三澤委員、いいですね。

(三澤委員)

はい。体制的な話にもまたなっていくなど。

(進士会長)

まあ、ここは審議会で、業界との交渉の場ではないので、今のは参考にしたいと思いますが。

国土交通省が急にやって。長野が一番早いんですか、対応しているのは。2月に事件があって

(小林企画幹)

はい、この改正の基になっているのが、国のガイドラインというのがありまして、昔、標準条例といったんですけども、地方分権で標準条例と言えないものですからガイドラインというんですが、そこの中に点検が示されたのは今年の4月の通知でして、この国のガイドラインが示される以前に既に盛り込んでいるのは愛媛県1県だけですが、長野県が一番早いというか、どこも今、同じスタートラインに立っている中で、同じレベルで検討していると思います。

(進士会長)

はい、どうぞ。

(三澤委員)

業界ではそれぞれ各県によってもうやっているところがありました。ただ、それは県によってバラバラなんですね。その大都市なら大都市なりのガイドラインというか点検事項、それから村部へ行けば村部の点検事項で、県によってバラバラだったわけです。

それで、今年の4月28日にガイドラインというものが出たので、それに対し、では統一してやっていこうという話では、長野県が最初だと記憶していますが。

(進士会長)

だから、普通なら褒められる話ですね。

(三澤委員)

いや、屋外広告士にとってはありがたい話なんですけど、ただ、それだけ責任が被さってきますので、簡単な点検で終わらせてはだめだと、我々責任を重大に考えていますので、それでもう一度勉強しようと、そういうことでネオン協会さんと組みまして、これから点検事項をどうやろうかと細部に渡って検討しているところであると、そういうことです。

(進士会長)

ちょっと話を一般化したいんですけども。屋外広告物は、先ほどの御説明で本当に多様なんですよ。それで立地も違うし、それこそこういう被害というか、風の被害で事故を起こすようなものもあるけれども、でも数からいうとすごい数ですからね、広告物というのは。今までその広告主は、広告主というか設置者は、作ることだけ考えて維持管理とかメンテナン、ましてや安全管理なんていう発想は元々なかったと思いますよ。

だから、作るほうも値段で作っているわけで、その予算の枠内で作っているわけだから、何年持つとか、何年も持つようにちゃんとしたものにしようとかというんじゃない物もある。たくさんあって実に多岐多様なんですよ、現実が。それを3年と切ったものだから、本当に正しいのかと私なんかは思いますけれどもね。それだけ逆に、その一定規模以上で、そういう被害の一般の事故や何かに繋がりそうな部分については、こういう建築基準法ではないけれども基準でこういう構造でないといけないというようなことをやらないと本当はいけなかったのに、広告物というのは実に安易に、ついでにやっていたわけですね、これを。歴史は古いんですけどもね。もうずっと屋外広告物行政というのは古い、戦前からあるんですけども、実際はそうだったんですね。今回、多分、事故が起こったので、これはまずいというのでやったんだと思うんですけども、確かにちょっと、そうい

う意味では、事故対象でやっているのと本質的やるのというのは、議論は本当は2つある
んでしょね。

そういう意味では、ただ事務局が一生懸命やって、準備して、早く対応しようとしている
のもちょっとそれ、そういうのも気の毒ですね。

(三澤委員)

急いでやらなければいけないというのは私も分かります。

ただ、先ほどちょっと申しました責任というのがついてくるんですよ。それで、我々
が見て、その責任を果たせるだけのことを下拵えとしてやっておかなければいけないと、
そういう考えがあるので、果たして先ほど、この方々ではいけないということではないん
ですけれども、果たして看板のことを分かっているかなという方も、ここに列記してあり
ましたので、ちょっと感じたので、責任ということを感じます。

(進士会長)

これは、これからパブコメをやるんですね。

(小林企画幹)

そうです。来週からパブコメをかける予定です。

(進士会長)

そう。だから、まず一つは、今、ご両人がおっしゃったようなことはパブコメで出して
頂くのは当然だし、関係業界としても堂々と出して頂いたら良いかと思えますね。

ただ、こういう事故が起きることだけじゃなくて、僕から言うと、実はもうほとんど機
能していないとか、事業主もどこかへ居なくなってしまったような看板がもう残って
いるんですよ、日本というのは。もう撤去するのは金がかかるからね。倒産した会社は撤
去しませんから、空き家と同じですね。

空き家で町並みが崩れてきているんですけども、空き家にしてしまうような経済力だ
から、壊してそこをきれいにして撤退するなんていう人はいないですよ。だから広告に
ついても同様のことがたくさんあるんですよ。もう本当は撤去しなければいけない。

それから、つくるときに何年間か、10年間保障とか、そのメンテナンスまで一緒に広告
業界に発注するようにしないとけないとか、一定規模以上で、そういう危険を伴うよう
なものは。本当はそういう、もうちょっと基本からやるべきはやるべき課題なんですね。

それからもう一つ、ちょっと別の話で、これは業界の方のために言うと、広告というの
は、今までお金をかけて広告主にアピールしたいからやるんだけど、行政的にやると

この広告の範囲を限定したり、ここではこのぐらいまでが最大規模、ここまでしか認めないというようなものやっておいて、だけど公共性の高いものとか、景観をよくするような努力をしたものとか、そういうものにはむしろサービス自体、上乘せをしてやるというようなやり方とか、広告も誘導するという、規制だけじゃなくて誘導するとか、新宿はもうやっていますので一回調べていただきたいのですが。

私はこの間まで新宿の景観審議会の会長をやっておまして、もう30年もやっていたんです。新宿のような、歌舞伎町みたいなところがあるところは、広告にすごい経済的価値が生まれるでしょ、だからそれをコントロールすることによって公共にむしろ費用が入って、それで景観全体の行政に費用が行くというスタイルにしてあるんです。

ですから、広告は今やだいぶ景観行政のツール、道具になっている。だからそういう意味では田園景観、野立て看板、色々なものがあるって、日本は美しい農村を、景観を介しているのは広告という言い方もあったしね。ですからサイン協会とかプロがもうちょっと質の高い広告をやれるようにね。今まではやっぱり安かろう悪かろうとで発注者は作っていたわけです。やっぱり安いところに発注するんだから、立派なのに発注するんじゃないんですね。広告を出すほうが、作るほうはみんな良いのを作ろうとされていたんですけども。

本当はそこまで話を広げるというか、本質的なところまで議論してやると本物になるんですけれどもね。今回、どうも事故対策みたいな、言い訳というかエクスキューズのために広告はこういう対策を打っていますからみたいな、特にちょっとそんな気が若干感じますね、これは。

今言ったようなことは呟いただけですから、少し参考にして頂いたり、先ずパブコメでちゃんとした意見を出して頂いたらどうでしょう。それに対してはちゃんと行政は対応するはずですからね。

他の委員いかがでしょう。御感想があれば、何か御質問があれば承ります。どうぞ。

はい、関委員。

(関委員)

すみません。これ提出するのはオーナーさん、看板のオーナーさんですか。

(小林企画幹)

許可の申請。

(関委員)

そうです。

(小林企画幹)

許可地域については許可の申請が要るということで、通常、一般的にはオーナーが申請されていると思います。

(関委員)

そうですね。例えばレストランとか何か興行施設か何かで潰れてしまったりして看板だけが残っているときに、その3年ごとの点検の費用というのは、オーナーさんと看板屋さんに行くみたいな感じになるんですか。

(小林企画幹)

会長さんも先ほどおっしゃられていましたけれども、その所有者がいなくなったような看板をどうするかというのはまた別の問題がありまして。看板的には白ペンキを塗ってしまえば広告物ではなくなるのですが、危険なものが残ることもあるので、今、それは空き家の話と一緒に、別の難しい問題となっております。

(関委員)

まだまだ詰めなければいけないところがいっぱいありますよね。

(進士会長)

だから設置者の問題もあるんだけど、だから逆にこういうのは、かなりプロの広告業界がちゃんとやれるようにしてあげないといけないという一面もあるんですよね。

つまり広告を作る人、出したい会社がこういう大きい広告を出すということは、それなりの会社が受注してちゃんとしたものを作って、それからもし何年か経って止めるときにはこういうふうにして始末するとか。その3年だって本当は、3年でやる必要ないのもいっぱいありますよ、多分。しっかりしたものは。だけど1年で直さなければいけないものも出てくるわけです。

その品質をね、公共性が高いから広告というのは、だから、むしろ作るときにはそれだけの金がかかりますと。単純に言えば、材料費が百（ひゃく）でもね、メンテナンス費用も百（ひゃく）をちゃんと用意しないと広告が出せないとかね。そのくらいちゃんとすれば本当に日本も美しくなるんですけれどもね。

(関委員)

出すほうも自覚してもらって。

(進士会長)

そう、だから業界もそういう努力を。

(小林企画幹)

今のお話なんですけれども、資料3-2なんですけれども、今回、安全点検の実施について義務化をするんですが、その前段として1番の管理義務の明確化ということで、今まで県条例で管理しなければいけないという義務規定そのものがなかったものですから、今回そこで明確化をしたという中で、止めたとしても所有者がいるわけですから、それを追って行って管理義務を果たしてくださいということではできるとも思っています。

(進士会長)

どうぞ、増田委員。

(増田委員)

私どもの業界でもこういう点検をするということで、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を発行しています。

ですから、私どもの業界とすれば、これを出したと言って逃れられるかなとも思っていたんですよね。ところが、今この条例の点検者の資格とまでなりまして、一番上に屋外広告士とあると、待てよ、こんな簡単にやっただけではいけないということで、腹をくくるためにはもうちょっと時間があったら、ということで、こういうふうに申し上げているわけです。

ですから、こうやってオーナーさんに見ていただいて、このように点検していただければ良いですよというだけで済むとも思っていたんですよね。それがこう出てきてしまうと、ちょっとうかうかできないということで今申し上げたわけです。

(進士会長)

はい、ありがとうございます。ですから本当は、例えばこのオーナーに対しては、新聞なんかのニュースが、これからこの条例が改定になって看板を出す人、つまりオーナーですね、オーナーは責任があるよということ。今まで安ければいいだろうと思って軽く頼んで、多分看板を出していたんでしょうね、多くの場合は。そうじゃなくて、看板を出すというのは、看板を出す企業なりお店なりにそれなりの社会的責任があるんですよという、一種の意識改革をやれば大分変わりますね、きっと。

だから、そういうものでないといけないんですね。それを今の何か業界がもうちょっとちゃんとすればいいみたいに書いているんですけども、むしろ、その費用をちゃんとかけて、ちゃんと安全で、できれば本当は、当審議会といえは景観にも配慮して、その看板があることによって町並みもより地域らしさとか美しいとか、そういうことにもなると。ケバケバしさはなくなって品のいい看板が出て、町並みもよくなる。それで安全であると。

それはだんだん傷んでくるから、例えば3年がいいかどうかは別ですけども、僕はもうちょっと長寿命だと思うんですけどもね。短ければ短いほど軽いいい加減なものを作るわけですから作るほうは。だからそういう意味では、そういう品質管理をやる義務が設置者にあるという自覚をね。

先ほどの説明でその管理規定を入れた、初めて入ったと。僕も今、初めて知ったんですけども、そんないい加減だったのかと思って。長いこと屋外広告物法というのがあって景観法の改定するときにも議論されているはずなんだけれどもね、やっぱり広告はいつでもついでにやっていたんですね、日本の社会は。

だからそういうことで、とりあえず今日の議題としてせつかく挙がっておりますので、パブコメその他で、実際に担うのは皆さんの業界の方だし、それからもう一つ、理解を得なければいけないのはオーナーですから、僕はこの本件については、そのオーナーというか、多くの看板を出す関係者に結構大事なんだよと、軽く出すもんじゃないと、金がないのに大きいのを出して壊れて吹っ飛んでしまうとか、そういうのはとんでもないことだというのが伝わる何か仕かけが要るかもしれませんね。ちょっとその辺をお考え頂いて。

はい、どうぞ。

(三澤委員)

大事なことを言って頂いてありがとうございます。

我々がスポンサーさんにこういったことがあるよ、お金くださいと言っても、なかなかスポンサーさんはくださらないと思うんです。

それで、もし条例というかガイドラインに準じて県でつくりましたら、三位一体というわけではないですが、周知のほうを徹底して頂きたいと、そんなように思います。

(丸山委員)

いいですか、丸山ですけども、今までの意見、皆さんそのとおりだと思います。

私が思うのは、今話しているのは設置者があり、もうその所有者、管理者全て分かっている人たちの話で。

その先の10年も20年も放置していて、うちの方にも大きい看板があつて、それがものすごくぼろぼろになっていても全然撤去されないのがあるんです。所有者も夜逃げしたとか、そういうことになったりしているところに対して、一番、景観というのを考えたときに、新しく立てて管理している人が良い人か悪い人かの問題ではなくて、誰も何もしないという。まあ、空き家とかとは違って、空き家もそうですけれども、罰則というのはあるんですけども、対象の罰則を受ける人がいなければどうにもならないわけですよ。

それで、誰の所有だか分からない、所有は分かったとしても、そのものを撤去するのに誰がやるのか。やる人はいないんですよ。

そこら辺は、この景観条例の中での罰則なのか分からないんですけども、その中でどのようにしていったら良いかという、もうどうにもならないものについては、景観は皆のものということで、県なり、その市町村なりで何とかするようにということを決めていただければね。

やりたくないから捨てていくということではなくて、いろいろな事情でそういうふうになる場合もあると思うんですよね。山の中にポカンと立っているものとか、道路沿いにあるものとか、すごく変なものがありますけれども、やっぱりそこはちょっと、この中で考えて頂けたら本当に良いんじゃないかなと思うんですけども。

(進士会長)

はい。だから、今、丸山委員が言われたのは、今日のこの議題の中身とはちょっと違うんですね。屋外広告物の扱いについては大事な同じことなんですけれども。だから多分、今までの放置看板みたいなものは、パブリックセクターで捨てていけばいいんですけども、これが、本当に空き家もそうなんだけれども、法律屋さんが絡むとそうでもないんですよ。財産権が作ったほうにあるという考え方で、汚いからとっとと捨てましたという今度は賠償責任を請求する人が出てきたりして、いわゆる、私みたいに一般市民と違って法学部で勉強した人は市に固いことを言うものだから、全然動かないところがたくさんある、これは空き家もみんな同じなんですよ。

これは、だから自治体でそういう条例か何かをわざわざそのためにつくって、放置看板は何年以上でどうで、こことこことここがもう非常にみっともなくてみんなが迷惑している。公示して1年以内に申し出がなければ、公共的に撤去しますと。

ただそうすると、今後は点検したくない人が放置するようになるんですね。そうすると、自分の金でなくて役所でやってくれるということになるんですね。またここまでを解釈するともっとまたややこしくなる。こうやって、日本という社会はどんどんどんどんだめになってくるんですよ。ずる賢いのも出てくるものだからね。

だから、例えばつくるときに、もう既にそういうことの基金に、例えば100万円積まないとか、それで皆の風景を良くしましょうというようなことでもやらない限りなかなかね。だから、それ結構大きな課題なんですよ広告物の話は。全国でね。

だから、今の丸山委員のご意見は、事務局は今言ったような放置看板、長野県は観光立県ということで来ているので、結構大きな重要なテーマなので、それ1回ちょっとスタディしてくださいということですね。一体どういう問題があるのか矛盾があるのか、それから現実にこんなに景観を壊しているのが実例ですというものを、それずっと並べれば県民の皆さんも何とかしなければと思ってくれるかもしれないし、やっぱり非常に地味だけれども、この広告の問題は景観行政の入り口かもしれないですね。

他はいかがでしょう。

では、とりあえずこういう報告と考え方をもって、大きな流れですから、流れそのものは正しいんですけども、今言ったように現実の運用面での課題があるということで、それはそれでパブコメ等も含め、あるいは団体として正式に景観行政の窓口に対して色々申し入れたり、提案をして頂いたりということをお願いできればと思います。

それでは、本件、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ありがとうございました。それでは次の議題にまいりたいと思います。

(進士会長)

次はこれまでの取組ですね。これはパワポでやるのでしょうか。

では、会議事項3「景観行政に向けた県の取組について」の議題にまいりたいと思います。

(小林企画幹 資料4により説明)

(進士会長)

ご説明ありがとうございました。まず、今、色々御説明がありましたけれども、説明に対するご質問があったら。最後に3つこれから御議論頂きたいとありましたが、それ以外で、説明全体で何か御質問はございますか。大体、お分かり頂いていますか。

それでは、事務局の提案は、せっかく審議会を開いておりますので、委員から、これまでの農村景観育成の取組についての評価ですから、まあまあだったのか、及第か落第か、留年か進級か、そういう話をひとつ欲しいということですね。

私は主義として委員会の中で全員に御発言を頂くことにしていますから、しっかり考えておいてくださいね。順番に全部行きますので覚えておいてください。

それから、順番にはやりません。どうぞ今から言うその3つの気になったところをご発言いただければ結構です。

2つ目は、これからさらに取り組むべき、つまりこれからの課題ですね、もっと強調すべき、発展的、拡大すべき力点を提案して頂くということです。

3つ目は、広域的な立場を踏まえてどういう取組があるかと、こういう話です。

これちょっと想像しながら、どっちから行きましょうか、増田委員からいきますか。順次ずつと行って、3時までには全員御発言いただきますから覚悟して御発言ください。あとで思い出したらまたというのでも結構ですから、とりあえずサーッと行きます。はい。

(増田委員)

最初の御指名ありがとうございます。

この百選の本に対しまして、この前、ロータリークラブでしゃべるチャンスがありましたので、この前百選の冊子を見せていただいたんですけども、そのときに絵葉書がありましたよね。それ、メンバーに60枚ばかりくださいと言って前の事務局へお願いしたら送ってくださいまして、それでしゃべったときに、メンバーのテーブルに置いておいたんです。そうしたら1セット2枚ずつですと言っても、欠席者の余っていた分はみんな持って行ってしまったんです。

これは結構皆さんに評判だったなど。その後、百選のこの本が売れたかどうかは分かりませんが、増刷があったというのは基本的に売れたのかなと思ひまして、そうやってかなり反応があったということをお報告申し上げます。

(進士会長)

益山委員。

(益山委員)

ちょっと辛つな意見なんですけれども。農業景観育成につきましては、少ない予算の中で、それから短い期間の中で非常に大きな成果があったかと思ひます。

一方で、実は2日前に、私、公共事業の評価委員をさせて頂いてしまして、公共事業の中で必ず出てくるのが道をつくる、橋をつくる、壁をつくるなんですね。

それで今回、公共事業の現地見学に行かせていただくんですけども、中野市の千曲川沿いに一つ橋をつくる計画がありまして、これ継続事業でもう途中までできていて、あと橋をつくるだけというところなんです。

その中で、同じこの建設部内で、景観を守る、維持しようというチームがある一方で、公共事業を促進しようというグループがあって、お互いにどの程度、意思疎通が図られているのかなというのが非常に疑問でありまして、その審議会でもその点について質問させて頂いたんです。

つまり、その橋を架けるということは、単に交通の便を良くするだけではなく、それは景観の視点、それから観光の視点、しかも千曲川は今現在、千曲川沿いを自転車で移動するような観光振興策が計画されている中で、橋のこの形状について審議委員会の中でそういう声は出てきていないのかなというのが一つちょっと不思議に思ったものですので、その辺り、同じ部内で景観の調整というのはどういうふうになされてこれまで来ていて、今後どういう立場でいらっしゃるのかということ、県の方にお伺いを立てたいと存じます。

(進士会長)

はい、わかりました。そうですね、事務局に考える余裕を与えるために次々行きますが、今のを覚えておいて益山委員の公共的な事業ですね、公共事業における景観配慮をどの程度をやっているのか。普通は自治体では公共施設の景観ガイドラインをみんな持っているんです。それで今の橋でも何でも景観的配慮をすると。もう既に色の塗り直しまで全部、私は今、福井にいるんですけども、第二のふるさとだから、全部やらせていますから土木でね。そういうのをやっているかどうか、後で。

では、丸山委員どうぞ。

(丸山委員)

この長野県が農村景観にすごい力を入れているというのを、この前のときに会長さんのほうからお話があって、知事さんとお話したらそういうふうに言っていっていらしたと、私、初めて聞いたのですごいんだなど。できたら長野県というのは農村地帯が多いので、知事自身もそう思っているし、長野県がそれに向かってやっているということを広く県民に知らせて欲しいんですよ。

私も少しはそういう景観とかに関わってきていたんですけど、まさかというふうに思いまして、もうすごく何かそのときにすごく嬉しかったんですよ。やっぱり皆、今、都市とか町並みとか、自分自身もそうですけれども町並みとかそういったものにみんな目を向けているのに、長野県が知事を先頭にしてそういった形の景観を保存しながらちゃんとやっていきたいということを聞いて本当に嬉しかったんですよ。それはぜひ何とか色々な形で知らせて欲しいなと思う。知らせていच्छやるのかもしれませんが。

さっきの冊子の話ですけども、私も何冊か注文して、お上げしたり、ちょっとコミュニティ喫茶みたいなことをしているので、そこへ置いておくと、やっぱり旅行者の人はそれを見てすごく「こんな良いところがあるの」と。須坂はちょっとした坂と山とかそういうところなんですけれども、県内のところを見て、ではこことこことこへ行きたいと言って持っていこうとするんです。それはすみません、それは私のものですから、あなたは買ってくださいという冗談を言いながら。

それと、あとカレンダーも、終わったのをもらいたいとか、そういう意見があるので、やっぱりこれからは心と癒しみたいなもので、そういった県が取り組んでいただいていることに対して、ももう少しみんなに何らかの形で手に入るようにとか、県民手帳みたいにして、長野県の県民手帳、ものすごい売れ行きだそうですけれども、やっぱりそんな形でずっと継続されていったら良いんじゃないかなというふうに思います。

(進士会長)

ありがとうございました。それも田園景観のアピールみたいなもの、宣言みたいなものですね。では後で。

それでは、三澤委員。

(三澤委員)

ビューポイントというのは大体、町中から外れたところのことが多いんですよね。これ見ますと、そこの沿道をちょっと直してあるような写真もありますけれども、もっとそこへ行くまでに荒廃農地だとか、先ほどの持ち主のわからない看板だとか、それから規則の案に出ましたソーラーパネル、こういったものがそこらに氾濫しているので、景観というのは非常に難しいなと思っているところです。

もう一つ、蛇足ですけれども、日広連といいまして、先ほどから出ていました日本の日に広告の広、連合会の連、日広連のホームページにありますので、先ほど申しました、今、検討している点検課題、そういったものを表にさせていただきます。もしよろしかったら日広連のホームページを御覧になっていただきたいと思います。

(進士会長)

今のはビューポイントだけじゃなくて、道すがらも何とか考えろという、そういうご指摘ですね、わかりました。では次に行きましょう。

(宮坂委員)

今回、百選ですとか、県から出ているこういう印刷物系統はとても評価がやっぱり高く、私たちも見せていただいた中では、とても活用の範囲が広いんじゃないかと思います。県外へのアピールにも使えますし、観光の担い手になるような方たちに配ったところ、やっぱりとてもよく使えるという形で、そういったものはどんどんやるべきかなと思うんです。アピールはどれだけしても良いかなという気がします。

それで、景観をやっていく中で、先ほどのビューポイントに関しての整備なんかは、やり過ぎてはいけないんじゃないかなという部分も、景観を扱っているがゆえに、作り過ぎないということをもっと念頭に入れたらどうかということと、あと、農村風景を県で押しているということについては、農業の従事者の方たちからすると、いろいろは話をするんですけども、どうしても農業を続けていかれない方たちも多くて、そうすると、ひいては農村がなくなってしまうんじゃないかということも、住宅地になったり荒廃したりとかやっぱりしているんですけども、その辺りのコンセンサスを、いろいろな形の団体と取るべきかなという気はします。

あと、実際に長野県の景観に取り組んでいく中では、農村だけでなく、長野県自体の景色がもともとのつくられた由来だとか、そういったものの側面ももうちょっと、目で見えるものだけでなく、その背景にあるもの、そういったものも含めて展開していったらどうかと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。一回この辺でお答えをまとめていただきましょうか。

(都市・まちづくり課 藤池課長)

先ほど来、さまざまなご意見を頂きましてありがとうございました。

まず、益山委員からのご質問でございますけれども、県では公共事業景観育成指針というものを定めております。この中ではそれぞれの構造物によりまして、橋梁についてはこういったことに配慮しなさいという規定もございまして、それに沿ってそれぞれの建設事務所、先ほどのお尋ねですと当該の建設事務所のほうで設計をしているところです。

審査については、全県下で統一して行っているということは行っておりません状況でございます。それぞれの事務所ごとに、大規模な構造物についてはそれぞれのセクターの中で、内部的な委員会ですとか、そういったところで行っているのが実態でございます。

このごろもちょっと部内で、大きな構造物については、やはり部としてきちんと見ていくべきではないかという意見がございまして、今年度から大規模な構造物については、初期の段階から部として全体で見ていこうということになっておりまして、その中の一つとして景観という要素も入っているというふうに考えております。

(小林企画幹)

すみません、その他について。先ず広く広めて欲しいと、県民手帳というようなアイデアもいただきました。長野県の県民手帳は全国でも非常に売れているということで、非常に良いアイデアだなと思いました。定価がもう決まっている中でカラーページを入れるということがどうかということがありますが、アイデアをいただきましたので、そこは担当課に問い合わせをしてみたいと思います。

それとビューポイントで、そこへ行く途中の荒廃農地、持続可能な農業というようなことでご意見を頂いています。これにつきましては、4つの基本方針のうちの1つの、1番目の持続可能な農林業の実現ということかと思えます。これは本当に切実な問題で、景観だけの取組ではなく、農業のほうも含め県を挙げて取組をしていかなければいけないと思っています。今、景観系のほうに農政部の職員もおりますけれども、部局連携が十分できているかということも課題ですけれども、そこは本当に3つの基本方針のうちの1つの要の部分でもありますので、もっと部局横断的にどんな方策があるかというのは、引き続き考えていきたいと思っています。

あと、ビューポイントについては、整備をやり過ぎないというご意見、また、背景についても含めてアピールをしたらというご意見を頂きました。

ビューポイントも、以前、進士会長からも風景の一部になるような整理をというようにこともいただいております。人工的につくり過ぎない中で景観の、長い年月の中でその一部になるような整備が要るのかなと思っています。

またビューポイント、風景百選にしても、その後の物語も一緒に発信できるような取組が要るのかなというふうに思っております。

(進士会長)

はい、わかりました。よろしいですか。若干不満かもしれませんが。

今日の資料のこれまでの取組の冒頭でご説明があった、農村景観育成方針を議論したときを思い出して頂けるとお分かりでしょうけれども、今までの景観というのは景観行政だけでやっていたんですね。だからまさに看板とか電柱という話になっていて、あるいは色彩とか。そうじゃないと、特にこの信濃の国は歌どおり本当に地域性があるって、もう風景の背景というか、バックグラウンドは農山村なんですね。市街地は本当スポットなんですね。だから、まずベースをちゃんとしようと。阿部知事も、だから絵になる、大都市はそれぞれ自前で景観行政団体でやってもらって、その背景ですね、バックグラウンドをきちんと県は責任を持とうと、これとても大事なことなんですね。全県的に一つの風景として見る。そしてそれぞれの地域性を生かして多様な、多彩な絵になるんですね、長野県というのは、信濃の国のように。あの歌はあれ基本ですね。あれは景観行政のテキストにすべきですね。そういう地域性や自然性、風土性を生かして多様な色彩、つまり十の色になると。そこにいろいろな営みが行われて壊したりしているわけだから、そこを直すとか、やっぱり物語をつくるということですね。

ビューポイントを決めたというのはそこから見たときの風景をどうつくるかですよ。そこにもうみんな壊れたような風景が見えてもしょうがないわけで、むしろそこに果樹の風景がバーッとあったり、一面に。風景はマスですから、そういう意味ではこの農村景観という言い方だと何か農政だけやっているのかと思われるのかもしれませんが、そうじゃないんですね。これは長野県の景観の本質がそれをベースにしているから、もちろんそれ以外の市街地景観も大事なんです。

それから今のビューポイントをつくるときには、そこに東屋なら東屋をつくります。こういうものもどこでも同じ東屋をつくってはだめですね、既製品を持ってきて置くようでは。その風景に個性を与える、なおかつ、その風景にとけ込みながら、その東屋そのものがまた風景になるというものでなければいけない。

それで、あれですね。宮坂委員さんたちみたいに建築士がたくさんいるでしょ、ここは。それから場々委員もそうですね。建築士だらけですね。だから建築士会にできれば発注し

て、地元建築士会の総意、総力を挙げて、単価は安いんだけど、ボランティア精神も込めて1個ずつ作って。今、40か所できたんでしょ。あと60か所やらなければいけないんでしょ、単純に言えば。60か所を10年もかけたら最初に作ったのが壊れるから、もうちょっとピッチを上げて予算も確保して、それでそれぞれ建築士会の連合がないところはないでしょうから、それぞれ責任を持って、全体として「信州ふるさとの見える丘」を、むしろ建築士会の手で、非常にユニークで評価されるものですね。イタリアなんかはみんな、ベルヴェデーレという庭園があるんですけども、これは展望するというような意味なんですね。中央公園。一番いいところには必ずそういう名園があるんですよ。

ですから、長野もそうすれば、風景はもうダイナミックだからね。あと建築の質が良ければ。それができれば、そこへ行く道すがらも段々良くなります。人が来るようになれば。

そういうことと、それから農林との協調はぜひ今後も一層進めてください。

それからもう一つ、先ほど市内の景観行政の連携という話がありました。基準があってもやらないところが多いんです。縦割りとするものだから。景観部門がしつこく言わないと、あそこの橋はどういうことなんだと、益山委員さんに言わせればいい、発言させる。とんでもないじゃないですか、あの橋はと、あんなのは全然マッチングしないといって、やっぱりもっと市内でその機運をつくらないとだめですね。

だからやっぱり長い流れで、僕も今、気がついたんだけど、課長、これ審議会の委員を見ると土木系は誰もいないんですね。いかに土木界は景観に関心がなかったかという象徴みたいなものらしい。

(藤池課長)

土木系は私だけです。

(進士会長)

そうでしょう。だから、やっぱりそれはだめですよ。業界ぐるみで、橋のような巨大工造物が一番景観に大きな影響を与える。個性も与えるのでね。それから鉄道沿線みたいな、そのリニア型の空間だし、高速道路とか、みんな土木景観なんです、基本的に。

まあ今回これでスタートだからいいんですけども、そういうことをこれから配慮しなければいけないですね。そんなので、ぜひ宮坂委員さん頑張って東屋建築の研究をしてください。

では場々委員、場々委員も建築士。今度はこちら、ざっと全員ご発言いただきます。

(場々委員)

建築士会の場々です。まず、ふるさと信州風景百選なんです、これは本当に大変成功だったと思います。成果物もさることながら、私、たまたま松本地区だったんですけど

も、地区予選だとかそういったところから始まりまして、非常に皆さんの関心度が高く、結構大勢の方が投票だとか、そういったことに出ていました。結果、各地方事務所から集まったものを、多分作られたと思います。ほかの様子はちょっと分からないんですけども、少なくとも松本のエリアにおいては非常に良かったのではないかと考えております。

若干、不満を言えば、採用された人に本が来なかったというのが皆から言われました。ちょっと予算立てがちょっと大変きつかったんでしょうか、それがまず1点です。

それから2点目は、前も言ったんですけども、やはり景観というのは人の営みがつくるものですし、やはり人がそこに関与している。いかにそういう景観に関心がある人たちが集まっているかどうかというのがやはり大きいことで、なかなか絵で描けない部分があるんですけども。前にちょっとお話しした、以前、景観サポーターという制度があって、各10の地方事務所にそういったまとまりを県でやっていただいた経緯があるんですけども、いつの間にか仕分け、民主党の仕分けみたいなことを県がやられて、予算が全くゼロになってしまって松本だけが何か残っているという、今、状況です。ですから、サポーターという名前ではなくても良いんですけども、もう少しその部分に理解があって、全県においてできると良いなということです。

それからもう一つは、最後ですが、人づくりみたいなことだと思いますけれども、建築士会も十分そういう意味で考えておりますけれども、やはり特に小学生だとか、小さい子どもさんたちの教育みたいなところから景観ということをやれないものだろうかと思っています。統一的には結構、全県でやっているところがあるんですけども、どうしても一つ大きな垣根が教育委員会。学校のスケジュールとか、なかなか我々が行ってもそんな簡単にスケジュールを変えてくれなかったり、理解がないとは言いませんけれども、何かそういった土壌作りみたいなところにちょっと力点を持って頂きたいと思います。

では、ちょっとおまけで最後なんですけれども、山の日が制定されましたので、何か山をテーマに。山はいっぱいありますけれども、長野県は特に山の景観も大きな要素かなんて思っています。

(進士会長)

ありがとうございました。

では、南雲委員。

(南雲委員)

私も全く同じことを考えていました。まず、本が出されたというのは大きな効果があったなと思うんです。ただ、正直申し上げて7,000部という部数は、長野県の人口から単純に考えても、これで一体、みんなにどのくらいアピールができるんだろうかと不安にも思っ

ていたんですけれども。ネットとかパネル展とか出前講座とか、いろいろとご苦勞をされていたことが分かりまして、大変良かったと思っています。

語り部の育成についてはもう少しうまく、例えば学校の出前とかが増えて、語り部さんが色々なことを話されて、パネルを使われたらもっと良いのかなと感じました。

それと最後に、場々委員と会長もおっしゃいましたが、農村ということにこだわらずに里山とか、やっぱり長野県の美しさというのは山の美しさというのがすごくあると、大きいと思いますので、その範囲を広げてほしいと思います。山林が今ちょっと問題になっているかと思うんですけれども、山林でも働いている方たちがいらっしゃるわけですので、そこら辺まで拡大をしていくような取組をされたらどうかというふうに思いました。

(進士会長)

ありがとうございました。林務出身が事務局にいますから大丈夫です。
辻井委員、どうぞ。

(辻井委員)

このふるさと百選は本当にとってもきれいなところが多くて、本も見せていただいて、とても、私自身も知らないところが多かったので、その上ますます今回、太陽光のご報告がこれに入ってきて、とても喜んでいて、なるべくこういった自然の部分の部分をばっさり切り取られる部分が少なくなればよいなど、一歩進んだななんて思って、また太陽光の話題に戻ってしまっておりました。

あとはちょっとまた全然話が変わってしまうんですが、ビューポイントに関してなんですけれども私も整備事業に携わることもあり、景観を邪魔するものが意図せず作られてしまうこともあるんじゃないかと。

前からいろいろ悩んではいるんですけれども、そこのビューポイント、つまり景観が美しく見える場所を整備する。見る場所を整備するという場所なんですけれども、そこに何もなくてももちろん綺麗に見えるからビューポイントなんです。ただ、ビューポイントでここが美しい場所だから皆さんに知らせたいということで、整備をするわけですが、そのビューポイントという部分というのは見られる側にもなることですし、もちろんそこに人を集めて、こういう景観があるからこういう景観を守りましょうというアピールする場でもあるんですけれども、景観整備だと、つくり込み過ぎてしまうと、かえって景観を壊していく原因になるのではないかというのをすごく実感して、今ある景観を壊さずに整備する難しさを実感しております。

(進士会長)

いや、それ、やっぱり具体的な活動をどうコントロールするか、せっかくだいい仕事としてやろうとしているのに、それが景観を邪魔するようなものが入ってしまうととんでもな

くなるでしょ。それで景観は、おっしゃるとおり見る場所であり、見られるものなんですよ。でも、見る場所の雰囲気をよくするというのも大事だからこれをやっているのです、今、100カ所にしようとしているわけだから、とんでもないものが次々できると景観不快になってしまうから。それスタディしたほうがいいですよ。ぜひ。

では関さん、関委員いきましょう。

(関委員)

もう皆さんがかなり尽くしてしまわれたので、もうあまりないんですけども。手短かに言いますと、何でしたか、ふるさと信州風景百選に関してはとても頑張っているらしいやるとい、とてもいい印象を受けました。

それと、やはりもうでき上がっている美しい景色というのは、やはりそれらも含めてこれからまた維持していくことと、更にそういう部分を増やしていくことこのほうが、多分これからの大変な課題だと思います。

すごい身近にある事例なんですけれども、うちの親戚が農家をやっているんですけども、ちょっと大黒柱を失いまして、広く農家をやっているんですけども、結局、維持できなくなって、ではこの広い畑をどうやってやっていこうかといったら、やっぱり太陽光パネルの話とか老人ホームの誘致だとか、やっぱりどうしても農業を維持していくところにつながっていかない。もう身内でそういう現実があるとすると、やっぱりちょっと、あーっというか、景観、景観って言っても、実際携わってその土地を維持していくことはやっぱりすごい大変だなというのはちょっと痛感しました。

(進士会長)

非常に切実な課題なんですよ。

(関委員)

はい。

(進士会長)

だから農林との繋ぎというのはそれが大事だというのは、この方針の第一に書いているのはそのためなんです。ここの担当部局ではやれないんだけどこれが基本だと。だから元気で持続可能な農林業界をどうつくるか。本当は逆に言うと、景観というのは全然無縁なんです、農林業界は。そんなものはあまり金にならないと思っています。風景で飯が食えるかと、こういう価値観なんです。それを変えていくのは事務局の三石さんの仕事ですね。違いますか。

だから、それはもっと言うと、例えばその美しい風景の中でとれたリンゴには、何とかの風景の丘のリンゴというブランドにするとか、例えばだけれども。それからお米でも何でもそう、こういう風景の中でとれたお米ですと。それがもしお米のパッケージにくっついていれば、何かお米が倍美味しくなるんじゃないかと。

(関委員)

それがストーリーになると。

(進士会長)

そうそう、だからそういうところまで気配りをしないとだめなんですよ、これからは。

それなのに、景観というのは単に観光のためなんだろうとぐらいにしか思っていないなんですよ。景観というのはまさにそこで生きる生き方、生産から生活の全てがあらわれたものなんだから。だから産業行政とも深くかかわらないといけないといけない。だから農林行政は、もっと本気で景観とくっつかなくてはいけないし、林務部にもっと強く言わなければだめだし、連携して全庁的なそういう連携組織が必要なんです。風景推進のためのね。ごめんなさい、別に行政の研修会ではないのについてしまいました。

佐々木委員どうぞ。

(佐々木委員)

私は、一部の農村景観育成の取組の評価なんですけれども、佐久穂町で大石という集落があります。標高が800メートル台から1,000メートルまで、2キロから3キロくらいありますかね、国道299号という非常に狭い国道ですけれども、それが真ん中を通っている集落があります。

その、もう10年になるんですけれども、40歳代から50歳代のお母さんたちが中心になって「花ももの里実行委員会」というのを作って、保育園ぐらいの子どもから80歳過ぎのおばあちゃんまでお手伝いに来てよということで花もものを植え始めました。夏から秋にかけても3回ぐらい下草を刈るんです。放っておけば葛のつるの藪になるか、野生のつるの藪になるか、そういうところなんですけれども、それを毎年毎年植えて手入れをしてきて、非常にきれいな枝の先が3色ぐらい咲く、花ももの里、もう5~600本ぐらい、もう10年で本当に名勝に近くなりました。

それをね、県が景観賞で阿部知事さんが表彰してくれたんです。これは関係のお母ちゃんたちものすごく喜びましたね。今、一番心配なのが、ぼつぼつその世代交代の時期に来ているんです。ちょうどそのころに上手い具合に県でご褒美をくれたら続いていくなという気がするんですね。だから、今、アダプト事業で、国道・県道の両側をきれいにしている集落が幾つかあるんですけれども、その人たちを褒めていって頂いたら地域がいつもきれいにいくなと、そんな気がします。

今回のあの、2年ぐらい前ですけども、阿部知事から賞をいただいて本当にありがとうございました。ぜひよく見ていて、そういうところを表彰してやってください。お願いします。

(進士会長)

ありがとうございました。では全体的な御発言に対して、事務局から何かお答えなりご発言があれば。

(藤池課長)

いろいろ、さまざまなご意見、お褒めの言葉もいただきまして、ありがとうございました。

全般を通じてなんですけど、ふるさと信州風景百選の話でいろいろ取組をしているところですが、先日も進士会長からのお言葉で私も感じたのは、単なる写真集ではないというふうに思っております。その背景となる長野県の農村景観、それから暮らし、営みといったものが感じられる。またライフワーク、これまでの営み、そういったものも感じていただく、発信していくということでございますので、これはずっと長く続けていかなければいけない活動だというふうに感じております。

先ほど来、お話のありましたとおり、人づくりということもやってございます。今回、進士先生から御紹介いただいた景観、まちづくりのための冊子というのも頂いておりまして、先生、また後で御紹介して頂けますでしょうか。そういったことが非常に重要だなと思っております。

先ずは、先ほど来お話があるように、我々の中から意識改革をしていかなければいけないというふうに認識をしております。特に景観行政は景観だけのもの、そのセクションだけのものという認識がまだ我々の中にもございまして、これはもう景観行政は総合的な行政であると。特に農林業関係についても、先ほど太陽光発電施設のお話もありましたが、農林業を守ることによって景観が守られていくという認識、また、暮らしが守られていくという認識を共有して持たなければいけない。これが県民の運動に繋がっていくということが一番肝要ではないかなというふうに、ただいまの意見を聞いて感じたところでございます。

(進士会長)

ありがとうございました。今ご紹介あった、これ（参考資料「協働による魅力的な景観真続く入りのために」）が皆さんに配られているそうです。

これ以前に紹介した、益山委員は覚えていませんか。口で説明したように思うんですが。景観法というのが2004年にできました。ちょっと説明だけしておきますね。先ほど子どもものころからとかという御発言がありましたね。だから、子どものときから景観・まちづ

くり教育がやれるような、そういうワークショップ用の組み立て方もこれに入っているんです。

ですから、プロの建築家やデザイナー用のものと、それから景観行政を担当する行政マンのためのものと、それと一般市民のものと、それから子ども用というふうに分けてこれつくりました。それは先ほど言いましたように、景観という言葉がちょっと固くてよく分からないと国会議員がそうおっしゃって、景観法の法律の精神が分かっただけでも、景観・まちづくり教育をちゃんと国民に対してしなさいという附帯決議が国会でなされたんです。それで私が座長でこれを作りました。

ですから、ほぼこれに入っていて、学校の先生方にはその子どもの部分を使えば景観・まちづくり教育という、子どものころからこういう授業をやればいいというのが出てくるんですね。プロの建築家の皆さんもこういうことに気配りしてねというようなことが入っているんです。それは、それ今、紹介しろというので紹介しましたので。これは国土交通省の景観行政のホームページに入ると、どこでもダウンロードできますので、御覧ください。

それで今お話の、皆さんの、もう藤池（都市・まちづくり）課長がご説明になったんだけど、佐々木委員が言われた褒めるという話。だから人間やる気が起こるということですね。やっぱり、そういう表彰ということはとても大事ですね。だから、ただでき上がったものだけでなくプロセスとか、今の何年もかけて頑張ったとか、風景というのは実は、風景整備とかそういう言い方ではなくて、景観保育という言葉が実はあります。保育園の保育です。つまり保って育てるというんですね。ですから、それには今の手入れが要るんです。

だから、これ九州の宮崎の観光地というのは昔は新婚さんのメッカだった、沖縄が返るまではね。そのときにやった岩切章太郎という宮崎交通の社長は、日本全体の観光推進のリーダーでもあったんですが、彼はそれをやったんですね。カヤを刈る。中にポツンポツンとあった霧島ツツジが光がたくさん当たるのでどんどん増えていく。霧島ツツジというのは非常に微妙な花で、もうジッと縮こまっているんですよ、林の中に。だから一大群落には見えないわけです。それを邪魔なとか、つつじにとって邪魔なカヤを切ってやるとどんどんどんどん、それで有名な霧島ツツジという群落ができたんです。あれは実は人間がつくった景観なんです。

ですから、自然保護という言葉はあるんだけど、自然のままでいいというみんな思っていますが、そうじゃない。特に里山や里海みたいなところ、全部人間が関わって手を入れて、まさに子どもと同じです。保育してきたんですよ。景観は保育なんです。だから広告もそうなんですよ、実は先ほどの話。広告もどういうデザインのどういう広告をどういう場所に入れたらいいかということは、広告そのものじゃない、周りの全体なんだから、地域全体の風景に入れていくんだから、それなのに決まったものをポンポンと入れていく

という工業製品的にね。だからだめになったんですね。ですから景観は保育、育てるということだと。

そして長野県は長い歴史の中で、信濃の国を皆さんが歌うように、県民歌で、いまもって歌われている県民歌というのは長野県ぐらいですよ。どこの県にもあるんです、県民歌というのは。たいてい歌わないんですよ。だけど、それだけよくできているんですね。本当に自分のふるさとを上手に覚えてしまう。覚えてだけじゃないんです。その良さをどうやって体得して表現していくか。本当にあの風景がそのまま感じられるまちづくり、風景づくりをやれば天下一品になるんですよ。そうすると結果的に観光客も来るとい話なんですね。そうすると経済もよくなるし、そこに地場産品が出れば農林業だって浮かばれるというふうになっていく、良い循環ができるわけで、結構大きな話です、景観行政というのは。

というようなことで、私としては事務局により一層、奮励努力を期待して、いや皆さんも応援団として、さっきの本をもうちょっと皆で売ってやるとか、審議会の委員には少し販売のノルマを課して御協力いただくとか、逆にバックマージンも出していいですから、冗談だけれどもね。やっぱり普及することですよ、普及すること。おっしゃったように確かに7,000部というのはおっしゃるとおりですね。人口から比べればね、本当は一家に一冊は行くべきですね。それから、そこにレストランとか喫茶店のようなものはもう常備すべきであると、常備薬でなく常備本として、お医者さんとか病院とかね。写真集だから眺めていけばいいんだから、読むより楽なんですよ。それでいて感じると。僕は葉書はなかなかいいと思いましたがね、スポンサー付きでした。あれは予算のない中やったというのも、これ非常に立派な行政の知恵だと思いました。

そんなことで、できれば、年賀状はそれぞれ自分の地域の風景百選から選んで、謹賀新年と住所を入れればそのまま年賀状になるようにするとか、長野県から出る年賀状が何百万枚かあるでしょうから、それが全部全国発信されるでしょ。知恵は幾らでも出ると思います。知恵を出すのはただですから、予算がなくてもやれますからぜひ頑張ってください。私も一応メンバーですから、一言言わせていただきました。

あと広域的には、景観行政団体の整理ですね、ぜひそれは、あっちをやってこっちはやっていないというのはややこしいから、基本的に大きな市は全部景観行政をやると、それ以外は県で全体的なこういう指針でやるとか。ビューポイントの60か所をなるべく少しスピードアップして、それはぜひ、いいですか、建築士会、建築士がもうちょっとパワーを生かして長野県の売りにとというか、話題になるような良いデザインで。その100か所集まった写真集が出るぐらいに考えてもらっても良いですね。

そんなことで私の意見は終わります。その他、委員の皆さんありますか。

(南雲委員)

大変恐縮なんですけど、資料2-1で質問させていただいていいでしょうか。今ごろになって申し訳ないんですが、太陽光発電施設について、築造面積を決められた根拠について、もう少しお伺いさせていただきたいと思うんです。

パブリックコメント(一般地域の届出を要する規模の基準を100平方メートルとすべき。)を今見せていただいたんですけども、私も心情的にはかなり近い考え方がありますので、このプラント類とか貯蔵施設、処理施設等と全く同じに太陽光発電施設を考えていいのかが疑問です。やっぱり反射光というのはすごく大きな問題が景観に対してあるんじゃないかという気がしますので確認させていただきます。

(事務局)

築造面積の制限につきましては、資料2-2の1ページを御覧いただきますと、現行でプラント類で1,000平方メートル、またそのほか建築物についても1,000平方メートルという基準がありまして、一定の面積があるということが景観に影響を及ぼしているということから、その基準を1,000平方メートルとしているということです。

太陽光発電施設につきましては今までは高さの基準だったんですが、やはり建築物ではプラント類と同じように面積、いわゆる平面的なマスを支配しているというか規模が景観に影響を及ぼしているということで、建築物とかプラント類を参考に1,000平方メートルということで考えています。

これは他県の例もいろいろ調べ、検討し参考にさせていただく中ではやはり建築物とかプラント類の規模と同じところで太陽光発電施設の規模の設定をしているという状況がありまして、長野県の場合は全県一律という中で、ある意味、最低限の基準を課すということで1,000平方メートルというのが一つの基準なのかなということでご提案をさせていただいています。

(南雲委員)

ということは、反射光みたいなものは全然考慮がないと。

(事務局)

すみません、若干、補足説明をさせていただきますと、反射光ということのご意見につきましては、まず、基本的に太陽光発電は光がそもそも反射をしてしまうと発電効率が下がってしまうということで、基本的に極力その光を吸収すれば効率も上がるものですから、もともとは低反射というか極力反射しないようにはできているということです。

ただ一定程度やっぱり反射があるという中で、例えば北面に設置している場合ですとか東西面に設置している場合とか、その設置角度、あと規模の大きさによっては反射の影響が出る場合もあるというようなことのようにです。

これにつきまして、今パソコンでやると、あらかじめ反射の影響範囲を予測できるソフトもあるようです。これはやはり届出を今回課すという中で、できれば事前にそういう届出者にそういう事前のチェックもして頂きたいという考えはあるんですが。

ちょっとその反射について、添付書類等の義務を課すというのはなかなか難しい部分がありますが、なるべく低反射でというような指導もありますので、規模によってはそこら辺はどういう検討をしているんですかということも、指導の中でお聞きをするということもできると思っています。

(進士会長)

よろしいでしょうか。よろしくないような顔ですけれども、一応。

(南雲委員)

パブコメの意見を読みますとね。

(進士会長)

まあ本当は一律で何でも決めるというのがもう景観行政にはなじまないんですけれども、今までは建築指導行政とか、ありとあらゆる行政が一定の基準を設けて、それ以上を届ける。それ以下は事業を受けてやると、何かそういう行政のこれ作法なんですね。本当は違うんです、そのものによって違うから。そういう場合はどうするかというと、地域住民から異論が出たら、やっぱりその事前協議のときにその問題を取り上げなければいけないとか、別のルールをつくらないとだめなんですね。

一般的にこういうのはみんな標準化してやるものですから、これは届け出させて、これは届け出させられないというのは困るから、行政は何でも揃えてしまうんですけれども。そこが、そういう疑問を市民が感じるのは当然なんです。感度のいい市民ならすぐそう思うわけで。

ただ逆にいうと、デザイン次第では逆に抑えられるということももちろんあるし、周りの処理についてもあるんですが。

(小林企画幹)

すみません、今、太陽光発電施設の設置について今回、景観条例で届出をするということですが、景観条例の枠での限界もございます。昨年度、県環境部では「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を策定してまして、市町村でそれらを参考

に条例を作って頂くなど、県の景観条例と多重的な対応をする中でより良い成果が出せるかなと思っています。

(進士会長)

はい、よろしいですか。はい。他いかがでしょう、よろしいでしょうか。
それでは、事務の連絡があったら。

(中澤担当係長 事務連絡)

(進士会長)

長い間、ご苦勞様でした。本日の審議会はこれでお開きにします。どうもありがとうございました。

(終)